

文化コミュニケーション学科（文化環境学科）

韓国・朝鮮文化論 文化環境論（アジア）

韓国現代社会の理解—歴史的観点から—

講義資料

2010年度版

大阪産業大学 人間環境学部

目 次

目 次	1
2010 年度シラバス	2
01 韓国を中心に見た朝鮮現代史略年表 -----	3
韓国歴代大統領一覧 -----	6
韓国・共和制の変遷 -----	6
02 朝鮮半島全図 -----	7
03 ①カイロ宣言 -----	8
②ポツダム宣言 -----	8
③北朝鮮進駐ソ連軍布告 -----	8
④連合軍最高司令官一般命令第 1 号 -----	8
⑤アメリカ太平洋陸軍最高司令官マッカーサー布告第 1 号 -----	9
⑥ソ連軍最高総司令部の北朝鮮占領方針指令 -----	9
⑦解放前後の主要政治勢力 -----	10
04 モスクワ協定に定められた朝鮮独立への手順 -----	11
05 ①国連総会決議 195 (Ⅲ) -----	12
②国家保安法 -----	12
③朝鮮戦争関係図 -----	13
④日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約 -----	14
06 ①朴正熙政権下の経済変化 -----	15
②行政区域別人口分布 -----	15
③ 1980 年代エリート層の出身地別分布 -----	16
④ソウル市低所得者層の出身地域別分布 (1979 年) -----	16
附 録 過去の定期試験問題	17
参考ビデオ「韓流シネマ 抵抗の軌跡」	18

担当教員の連絡先・授業情報入手先

《研究室》14 号館 (教員研究棟) 4 階・14407 号室

《HP》<http://www.dce.osaka-sandai.ac.jp/~funtak/>

《E-MAIL》funtak@dce.osaka-sandai.ac.jp

2010年度シラバス

【テーマ】

韓国現代社会の理解——歴史的観点から——

【概要・学習目標】

この講義のテーマは「韓国・朝鮮の歴史文化環境」です。私たちにとって最も近い隣国・韓国は、ワールドカップの共同開催や「韓流」ブームなどですっかり身近な存在となりました。一方、もう一つの隣国・北朝鮮とは、拉致問題や核開発問題などで日本との緊張が高まっています。両者の住民は同じ民族であり、もとは一つの国家を構成していたのですが、20世紀前半に日本の植民地支配を受け、第2次大戦後は南北に分断されるなど、大きな歴史的苦難を経て今日に至っています。本講義ではこの隣国の歴史の中から、今日の韓国・朝鮮の社会や人びとの意識を知るうえでヒントになりそうなトピックを紹介し、異文化理解の可能性をさぐっていきたいと考えています。今年度は、とくに韓国の現代史に焦点をあてて、講義を進める予定です。

【授業計画】

1. オリエンテーション
2. 解放と分断国家の樹立
3. 朝鮮戦争と1950年代の韓国社会
4. 軍事政権の成立と高度経済成長
5. 光州民主化運動と新軍部政権
6. 6月抗争と韓国社会の民主化

【参考書】

文京洙『韓国現代史』岩波新書、2005年
李景珉『増補 朝鮮現代史の岐路』平凡社、2003年
徐仲錫（文京洙訳）『韓国現代史60年』明石書店、2008年
韓洪九（高崎宗司監訳）『韓洪九の韓国現代史』平凡社、2003年
韓洪九（高崎宗司監訳）『韓洪九の韓国現代史2』平凡社、2005年
和田春樹・石坂浩一編『岩波小辞典 現代韓国・朝鮮』岩波書店、2002年

【成績評価方法】

基本は定期試験（小論文形式）。出席はとらないが、毎時間授業終了後にコメント（授業内容に関するクイズの解答、質問など記述。内容に応じて1～2点を加算）を提出し、これを平常点として、試験成績の調整点とします。

【成績評価Dに該当する「*」の基準】

定期試験を受験しなかった場合。

【特記欄】

私語など授業態度の悪い受講者は退室を命じることがあります。十分に自重して下さい。

資料01

韓国を中心に見た朝鮮現代史略年表

朝鮮半島全体・南での動き	北での動き
1945年 8. 15 解放、朝鮮建国準備委員会結成 8. 16 米ソが38度線を占領境界と確認 9. 6 朝鮮人民共和国樹立宣言 9. 20 米軍政庁開設 12. 27 モスクワ外相会議で信託統治案決定 1946年 3. 20 第1次米ソ共同委員会開催 7. 20 左右合作委員会発足 9. 24 9月ゼネスト 10. 1 大邱で民衆暴動発生(10月抗争) 11. 23 南朝鮮労働党結成 12. 12 南朝鮮過渡立法議院開院 1947年 6. 3 南朝鮮過渡政府発足 7. 19 呂運亨暗殺 11. 14 国連総会で南北総選挙を通じた政府樹立決定 1948年 2. 10 金九ら南北代表者会議呼びかけ 2. 26 国連総会、南朝鮮単独選挙実施を可決 4. 3 済州4・3抗争 4. 19 全朝鮮政党社会団体代表者連席会議(南北連席会議)開催 5. 10 単独選挙(制憲国会議員選挙)実施 8. 15 大韓民国樹立 9. 22 反民族行為処罰法公布 10. 19 麗水で軍事反乱、翌20日順天に波及 12. 1 国家保安法公布 1949年 5. 4 国会フラクション事件 6. 26 金九暗殺 1950年 6. 25 朝鮮戦争勃発 6. 27 国連軍参戦 1951年 2. 11 居昌良民虐殺事件 3. 29 国民防衛軍事件 7. 10 第1次休戦会談開始 1952年 5. 26 釜山政治波動開始 7. 4 抜粋改憲案、国会通過 1953年 2. 15 第1次貨幣改革 7. 22 休戦協定調印 10. 1 韓米相互防衛条約調印 1954年 11. 29 四捨五入改憲 1955年 12. 20 朴憲永処刑 1956年 12. 11 千里馬運動実施を決議 1958年 1. 20 進歩党事件 12. 24 国家保安法改悪 1959年 4. 30 『京郷新聞』廃刊	11. 19 北朝鮮五道行政局設置 2. 8 北朝鮮臨時人民委員会設立 3. 30 土地改革完了 8. 28 北朝鮮労働党結成 2. 22 北朝鮮人民委員会設立 2. 8 朝鮮人民軍創設 9. 9 朝鮮民主主義人民共和国樹立 6. 27 祖国統一民主主義戦線結成 6. 30 朝鮮労働党結成 10. 25 中国軍参戦

朝鮮半島全体・南での動き	北での動き
7. 31 曹奉岩処刑	
10. 26 全国労働組合協議会結成	12. 14 在日朝鮮人の帰還開始
1960年	
3. 15 第4代正副大統領選挙、李承晩当選	
4. 19 4月革命勃発	
6. 15 内閣責任制改憲案、国会通過	
7. 29 第5代国会議員選挙	
8. 12 国会、尹潽善大統領、張勉首相選出(第2共和国)	
1961年	
5. 13 民族統一全国学生同盟、南北学生会談提案	
5. 16 朴正熙ら軍事クーデター	
6. 14 中央情報部法公布	
1962年	
1. 13 第1次経済開発5カ年計画発表	
6. 10 第2次通貨改革、デノミ実施	
11. 12 大平・金鍾泌秘密会談	
12. 26 憲法改正公布	
1963年	
12. 17 朴正熙、第5代大統領就任(第3共和国)	
1964年	
6. 3 日韓会談反対学生デモ、非常戒厳令布告	
9. 11 ベトナム派兵開始	
1965年	
6. 22 日韓基本条約締結	
1966年	
7. 9 韓米行政協定調印	
1967年	
	12. 14 主体思想を盛り込んだ十大綱領発表
1968年	
1. 22 北の特殊部隊が青瓦台を奇襲	
12. 5 国民教育憲章公布	1. 23 米軍艦プエブロを拿捕
1969年	
9. 14 三選改憲案、国会抜き打ち通過	
1970年	
4. 22 セマウル運動開始	
6. 2 「五賊」筆禍事件、詩人金芝河を逮捕	
7. 7 京釜高速道路開通	
11. 13 全泰老焼身自殺事件	
1972年	
7. 4 南北共同声明発表	
10. 17 維新クーデター、非常戒厳令布告	
11. 21 国民投票により維新憲法確定(第4共和国)	12. 27 社会主義憲法公布、国家主席制新設(12.28金日成、主席に就任)
1973年	
8. 8 金大中拉致事件	6. 23 高麗連邦共和国構想を提案
1974年	
1. 8 大統領緊急措置令第1号宣布	
4. 8 人民革命党・民青学連事件	
1976年	
3. 1 在野勢力、民主救国宣言	
8. 18 板門店斧事件	
1977年	
12. 22 輸出10億ドル達成発表	
1979年	
8. 11 YH紡績女性労働者ストライキ	
10. 16 釜馬抗争	
10. 26 朴正熙大統領暗殺	
12. 12 全斗煥など新軍部、肅軍クーデター	
1980年	
5. 18 光州民主化運動	
8. 27 統一主体国民会議が第11代大統領に全斗煥選出	

朝鮮半島全体・南での動き	北での動き
<p>10. 27 大統領間接選挙、任期7年、再選禁止などを骨子とする改正憲法公布(第5共和国)</p> <p>1982年</p> <p>3. 18 釜山・米文化センター放火事件</p> <p>1985年</p> <p>5. 23 ソウル米文化センター占拠事件</p> <p>9. 20 南北双方の祖国訪問団が相互訪問</p> <p>1987年</p> <p>1. 14 朴鍾哲拷問致死事件</p> <p>6. 10 6月民衆抗争</p> <p>6. 29 民主化宣言</p> <p>7. -- 各地で大規模な労働争議発生(～9月)</p> <p>12. 16 第13代大統領に盧泰愚当選</p> <p>1988年</p> <p>2. 25 盧泰愚大統領就任(第6共和制)</p> <p>9. 17 ソウル・オリンピック開催(～10.2)</p> <p>11. 2 5共聴聞会開催</p> <p>1989年</p> <p>6. 30 全大協代表・林秀卿、北を訪問、世界青年学生祝典に参加</p> <p>12. 31 全斗煥前大統領、国会5共聴聞会で証言</p> <p>1990年</p> <p>1. 22 民正党・民主党・共和党合同、民主自由党(民自党)結成</p> <p>7. 14 光州補償法、国会通過</p> <p>9. 5 初の南北首相会談</p> <p>1991年</p> <p>3. 26 30年ぶりの市・郡・区議会選挙(6.20特別市・直轄市・道議会選挙)</p> <p>9. 17 南北国連同時加盟</p> <p>12. 13 南北基本合意書採択</p> <p>1992年</p> <p>12. 18 第14代大統領に金泳三当選(93.2.25就任)</p> <p>1993年</p> <p>8. 12 金融実名制実施</p> <p>1994年</p> <p>1995年</p> <p>6. 27 35年ぶりに知事・市長選挙実施</p> <p>11. 16 盧泰愚前大統領、収賄容疑で拘束</p> <p>12. 3 全斗煥元大統領、反乱首謀容疑で拘束</p> <p>12. 19 5・18特別法、国会通過</p> <p>1996年</p> <p>12. 12 OECD加盟</p>	<p>12. 28 羅津・先鋒地区を自由経済貿易地帯に指定</p> <p>3. 12 核拡散防止条約脱退</p> <p>7. 8 金日成主席死去</p> <p>10. 21 米からの軽水炉供与を合意</p>
<p>1997年</p> <p>4. 17 大法院、全斗煥元大統領に無期懲役、盧泰愚前大統領に懲役17年を宣告</p> <p>12. 3 政府、外為危機でIMFに緊急支援要請決定</p> <p>12. 18 第15代大統領に金大中当選(98.2.25就任)</p> <p>1998年</p> <p>1999年</p> <p>12. 16 4・3特別法、国会通過</p> <p>2000年</p> <p>6. 13 平壤で南北首脳会談開催</p> <p>10. 17 疑問死真相糾明委員会発足</p> <p>2002年</p> <p>5. 31 FIFAワールドカップ大会、日韓共催</p> <p>12. 19 第16代大統領に盧武鉉当選(03.2.25就任)</p> <p>2003年</p> <p>2004年</p>	<p>9. 5 憲法改正、金正日国防委員長体制成立</p> <p>11. 18 金剛山観光事業開始</p> <p>9. 17 平壤で日朝首脳会談開催</p> <p>1. 10 核拡散禁止条約(NPT)脱退宣言</p>

朝鮮半島全体・南での動き		北での動き
3. 12	国会、大統領弾劾案可決	
4. 15	第17代国会議員選挙、ウリ党152議席を獲得し過半数確保	
5. 14	憲法裁判所、大統領弾劾棄却	
2005年		
5. 3	過去事法、国会通過	

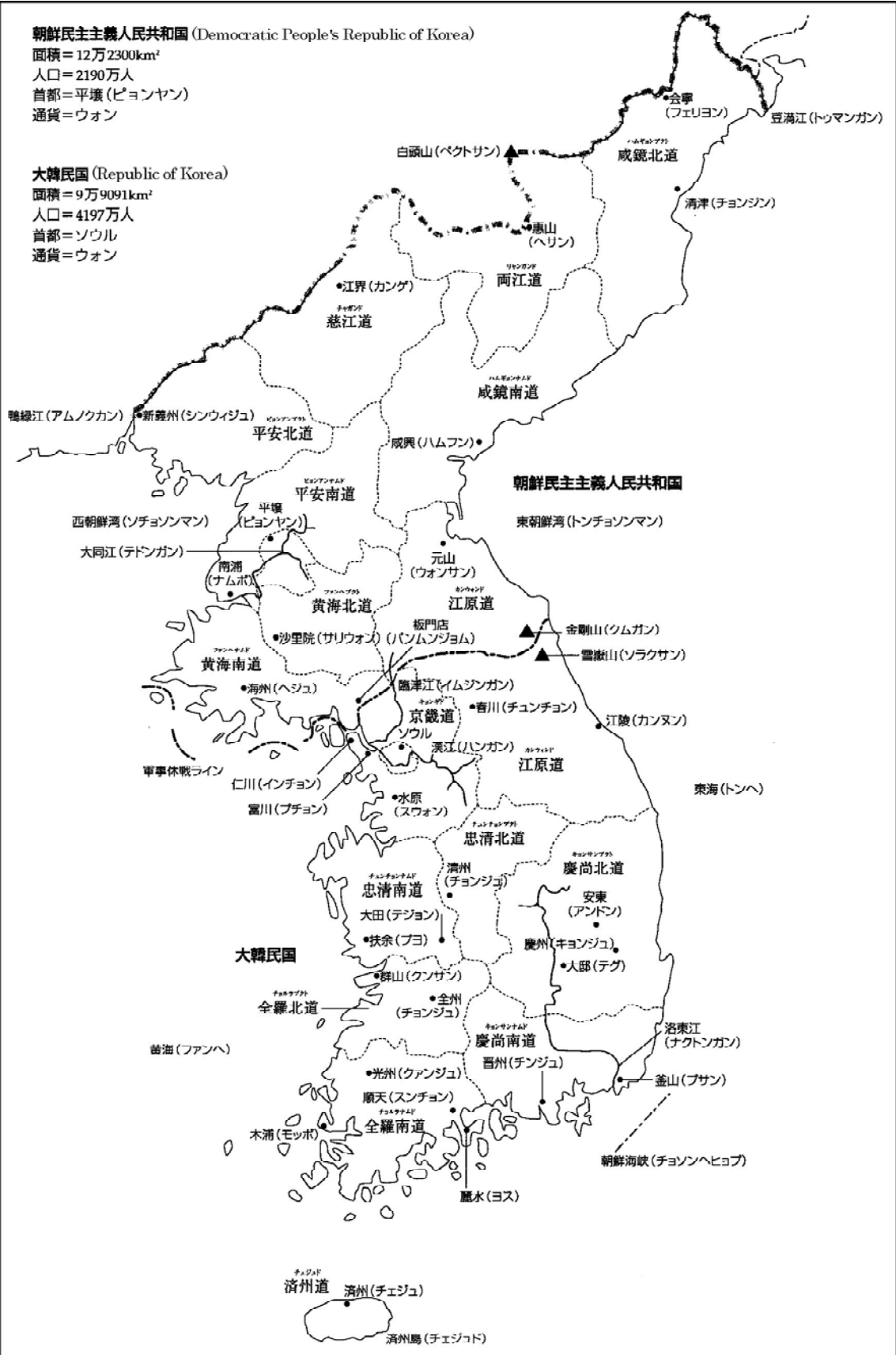
韓国歴代大統領一覧

代	大統領	就任期間
1	李承晩	1948. 8～1952. 8
2	李承晩	1952. 8～1956. 8
3	李承晩	1956. 8～1960. 4
4	尹潽善	1960. 8～1962. 3
5	朴正熙	1963. 12～1967. 6
6	朴正熙	1967. 6～1971. 7
7	朴正熙	1971. 7～1972. 12
8	朴正熙	1972. 12～1978. 7
9	朴正熙	1978. 7～1979. 10
10	崔圭夏	1979. 12～1980. 8
11	全斗煥	1980. 9～1981. 3
12	全斗煥	1981. 3～1988. 2
13	盧泰愚	1988. 2～1993. 2
14	金泳三	1993. 2～1998. 2
15	金大中	1998. 2～2003. 2
16	盧武鉉	2003. 2～2008. 2
17	李明博	2008. 2～

韓国・共和制の変遷

第1共和国	1948. 8. 15～1960. 6. 14
第2共和国	1960. 6. 15～1961. 5. 15
第3共和国	1963. 12. 17～1972. 10. 16
第4共和国	1972. 12. 27～1981. 3. 2
第5共和国	1981. 3. 3～1988. 2. 24
第6共和国	1988. 2. 25～

資料02



資料03

①カイロ宣言（1943年12月1日）

[前略] 日本国はまた、暴力および強欲により略奪した他のすべての地域から駆逐される。前記の3大国〔アメリカ・イギリス・中国〕は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて（in due course）朝鮮を自由かつ独立のものたらしめる決意を有する。[後略]

②ポツダム宣言（抄。1945年7月26日）

8. カイロ宣言の条項は履行せらるべく、また日本国の主権は、本州、北海道、九州および四国、ならびにわれらの決定する諸小島に局限せらるべし。

③北朝鮮進駐ソ連軍布告（1945年8月24日?）

朝鮮人民よ。ソ連軍隊と同盟国軍隊は、朝鮮から日本略奪者を駆逐した。朝鮮は自由国になった。しかし、これはただ新朝鮮の歴史の第1ページにすぎない。[中略] ……朝鮮の幸福も、朝鮮人民の英雄的な闘争と、勤勉な努力によってのみ達成される。

日本統治下にくらしてきた苦痛の時日を追憶せよ。[中略] 日本人たちは、高いところの広い家で、きれいな着物を着、うまいものを食べ、朝鮮人を蔑視し、朝鮮の風俗と文化を侮辱したことをあなたたちはよく知っている。このような奴隷的な過去は、もう来ることはない。[中略]

工場・製造所および工作所の経営主、商業家または企業家たちよ。[中略] 新しい生産企業を開始せよ。ソ連軍指令部は、すべての朝鮮企業所の財産保護を確保し、その企業所の正常な作業を保証することにあらゆる援助をするであろう。

朝鮮労働者たちよ。労力による英雄心と創作的努力を發揮せよ。朝鮮人の立派な民族性の一つである労力に対する愛着心を發揮せよ。[中略]

解放された朝鮮人民万歳！

④联合国最高司令官一般命令第1号（1945年9月2日）

1. ……日本国内および国外にある一切の指揮官に対し、その指揮下にある日本国軍隊および日本国の支配下にある軍隊をして……左に指示せられ、または联合国最高司令官により追って指示される、合衆国、中華民国、連合王国および英帝国、ならびにソヴィエト社会主義共和国連邦の名において行動する各指揮官に対し、無条件降伏をなさしむべきことを命ず。[中略]

(イ) 満洲、北緯38度以北の朝鮮、樺太および千島諸島にある、日本国の前任指揮官ならびに一切の陸上、海上、航空および補助部隊は、ソヴィエト極東軍最高司令官に降伏すべし [中略]

(ホ) 日本国大本営ならびに日本国本土、これに隣接する諸小島、北緯38度線以南の朝鮮、琉球諸島およびフィリピンにある、前任指揮官ならびに一切の陸上、海上、航空および補助部隊は、合衆国太平洋陸軍最高司令官に降伏すべし [後略]

⑤アメリカ太平洋陸軍最高司令官マッカーサー布告第1号（1945年9月7日）

[前略] 本官は、本官に付与されたアメリカ太平洋陸軍最高司令官の権限をもって、ここに北緯 38 度以南の地域および同地域の住民に対し、軍政を樹立し、占領に関する条件を左記の如く布告する。

1. 北緯 38 度以南の朝鮮の地域および同地域の住民に対する一切の行政権は、当分の間、本官の権限の下に施行される。
2. 今後、命令が出されるまで、公共福祉・公衆衛生を含む全公益事業の有給・無給の幹部ならびに従業員、国家公務員、地方公務員、名誉職員およびその他の重要な任務に携わっている者はすべて、従来の職務に従事し、かつ一切の記録および財産の保管に努めること。
3. すべての住民は、本官および本官の権限の下に発せられた命令に対し、ただちに服従すること。占領軍に対し敵対行為をなした者、または治安を攪乱する行為をとった者は、これを嚴重に処罰する。[後略]

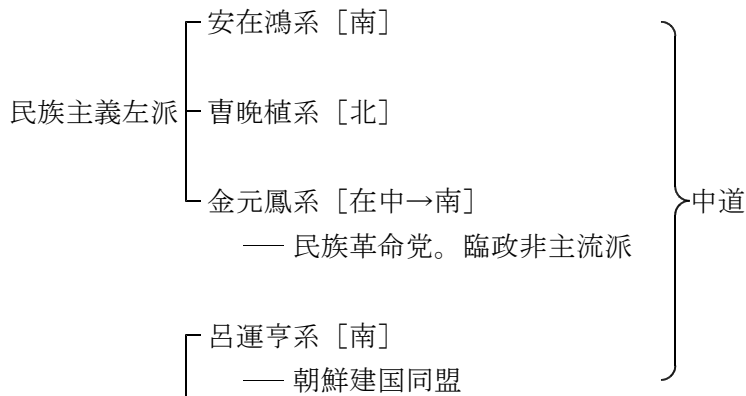
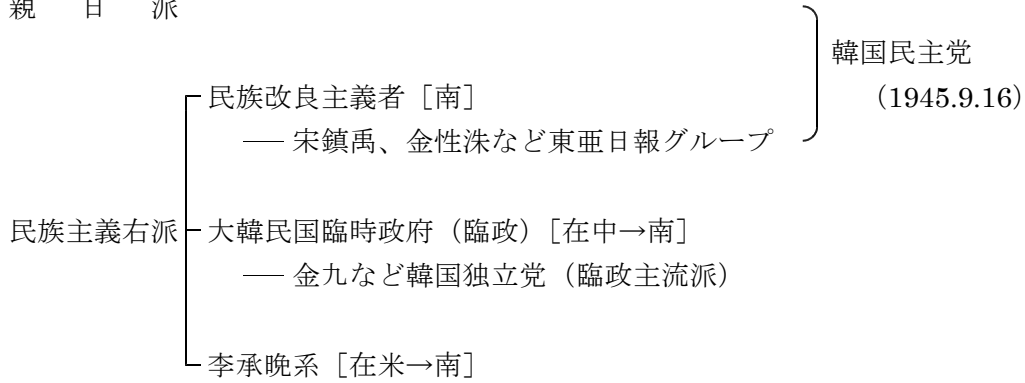
⑥ソ連軍最高総司令部の北朝鮮占領方針指令（1945年9月20日）

赤軍部隊の北朝鮮占拠に関し、ソ連軍最高総司令部は以下の指示を発する。

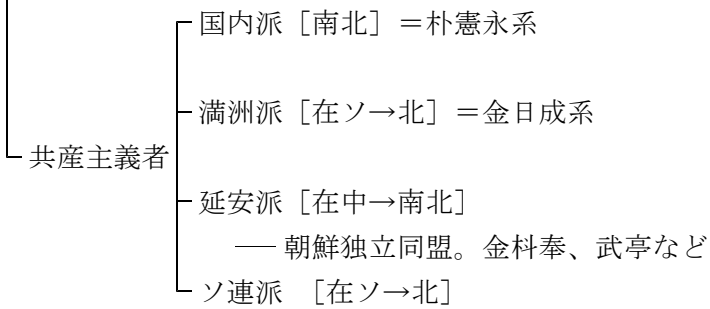
1. 北朝鮮の領土内にソビエト（議会）およびその他のソビエト機関を樹立せず、またソビエトの秩序を導入しないこと。
2. 北朝鮮に反日的な民主主義政党・組織の広範なブロック（連合）を基礎としたブルジョア民主主義政権を確立すること。
3. この点に関し、赤軍が占拠した朝鮮各地域に反日的な民主主義組織・政党が形成されるのを妨害せず、その活動を援助すること。
4. 地元住民に以下のことを説明すること。
 - a. 赤軍は北朝鮮に日本侵略者の粉砕を目的に進入したのであり、朝鮮でのソビエト秩序の導入や朝鮮領土の獲得を目的としていない。
 - b. 北朝鮮の私有財産および公的財産はソ連軍当局の保護下に置かれる。
5. 住民に対し、平時の仕事を続け、工業・商業・公営その他の企業の通常の活動を保証し、ソ連軍当局の命令や要求を遂行し、かつ社会秩序の維持に協力するよう呼びかけること。
6. 北朝鮮駐留部隊に対し、規律を守り、住民の感情を害せず、礼儀正しく振る舞うよう指示すること。
7. 北朝鮮の民間行政の指揮は沿海州軍管区軍事評議会が遂行すること。

⑦解放前後の主要政治勢力

親 日 派

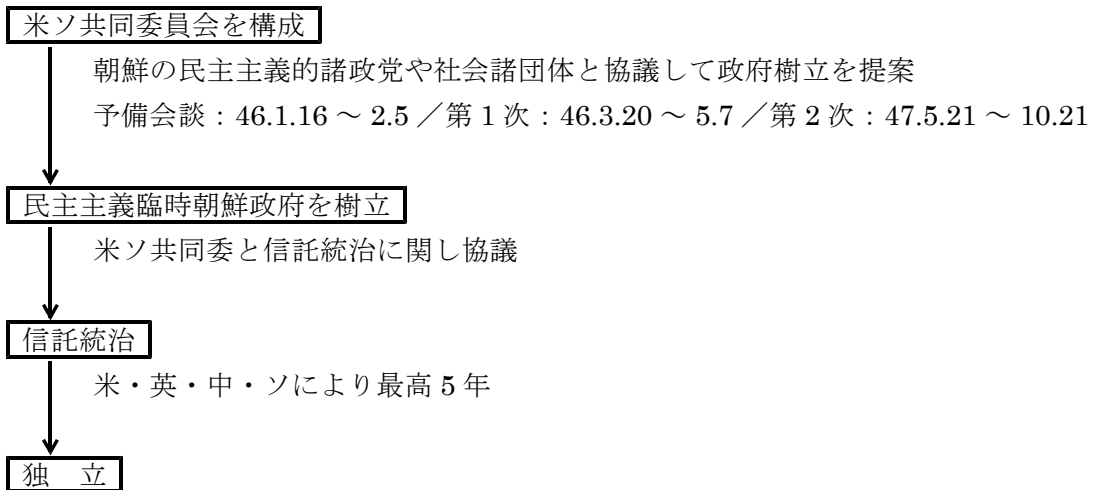


社 会 主 義



資料04

モスクワ協定に定められた朝鮮独立への手順



モスクワ協定（抜粋。1945年12月27日）

Ⅲ 朝鮮

- 一 朝鮮の独立国としての再建と民主的諸原則による発展のための諸条件の創造と長期にわたる日本統治の有害な諸結果を迅速に一掃する目的をもって、民主主義臨時朝鮮政府が樹立される。臨時政府は朝鮮の産業、運輸、農業および朝鮮人民の民族文化の発展のために必要なあらゆる方策を講ずる。
- 二 臨時朝鮮政府の結成を助けるために、またそれに適応する諸方策をあらかじめ作成するために、南朝鮮の米軍代表と北朝鮮のソ連軍代表とをもって合同委員会を組織する。委員会は、その提案を作成するにあたって、朝鮮の民主的諸政党や社会諸団体と協議しなければならない。委員会が作成した勸告書は、合同委員会に代表される両国政府によって最終的に決定される前に、米・ソ・中・英諸国政府の審議を受けなければならない。
- 三 合同委員会の他の任務は、民主主義臨時朝鮮政府や民主的諸団体を参加させて、朝鮮人民の政治的、経済的、社会的進歩と、民主的自治の発展と、朝鮮の国家的独立の確立とを援助協力（信託統治）する諸方策を作成することである。合同委員会の提案は、臨時朝鮮政府と協議の後、五ヵ年を期限とする四ヵ国による朝鮮信託統治協定を作成するために、米・ソ・英・中諸国政府の審議を受けなければならない。
- 四 南北朝鮮の緊急問題を審議するため、また南朝鮮の米軍司令部と北朝鮮のソ連軍司令部との間の行政、経済部門における恒久的調整を確立する諸方策をつくりあげるために、朝鮮に駐屯する米・ソ両軍司令部の代表者会議を二週間以内に招集する。

資料05

①国連総会決議 195（Ⅲ）（1948年12月12日）

朝鮮の独立問題

総会は、

朝鮮の独立問題に関する1947年11月14日の総会決議112（Ⅱ）を尊重し、

国際連合臨時朝鮮委員会（以下臨時委員会という）の報告及び総会の中間委員会の臨時委員会との協議に関する報告を審議し、

臨時委員会報告中に記述された困難のため、1947年11月14日の決議に定められた目的が未だ完全に達成されていないという事実、及び特に朝鮮の統一が未だ成就されていないという事実を念頭におき、

- 1 臨時委員会の報告中の結論を承認し、
- 2 臨時委員会が観察し、かつ協議することができたところの、かつ朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分に、有効な支配と管轄権を及ぼす合法的な政府（大韓民国政府）が樹立されたこと、この政府が、朝鮮の前記の部分の選挙民の自由意思の有効な表明であり、かつ、臨時委員会により観察された選挙に基くものであること、並びにこの政府が朝鮮における唯一のこの種の政府であることを宣言し、
- 3 占領国に対し、その占領軍をできる限り速やかに朝鮮から撤退すべきことを勧告し、
- 4 臨時委員会の任務を引き継ぎ、かつ、決議に定められている朝鮮政府の状態に留意し、本決議の規定を実施し、特に次のことを行うオーストラリア、中国、エル・サルバドル、フランス、インド、フィリピン及びシリアからなる朝鮮委員会を、1947年1月14日の決議に定められた目的の完全な達成のための手段として設立すべきことを決議し、〔後略〕

②国家保安法（1948年12月1日公布、法律第10号）

第1条 国憲に違背して政府を僭称したり、それに附随し国家を変乱する目的で、結社または集団を構成した者は左により処罰する。

1. 首魁と幹部は無期、3年以上の懲役または禁錮に処す。
2. 指導的任務に従事した者は1年以上10年以下の懲役または禁錮に処す。
3. その情を知り、結社または集団に加入した者は3年以下の懲役に処す。

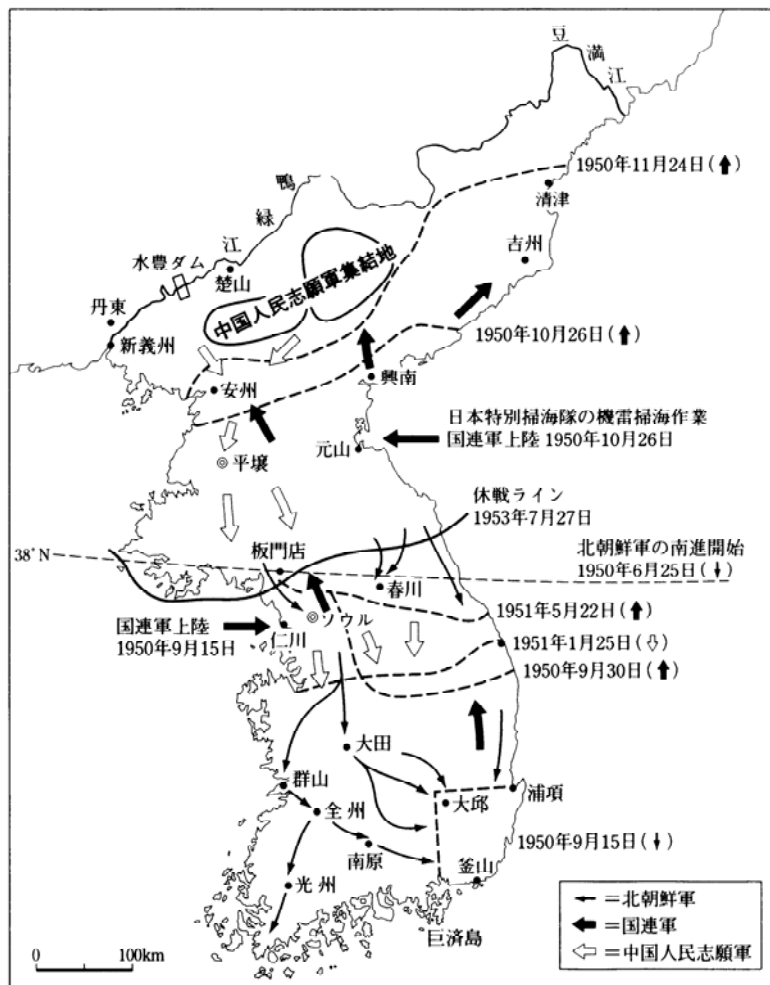
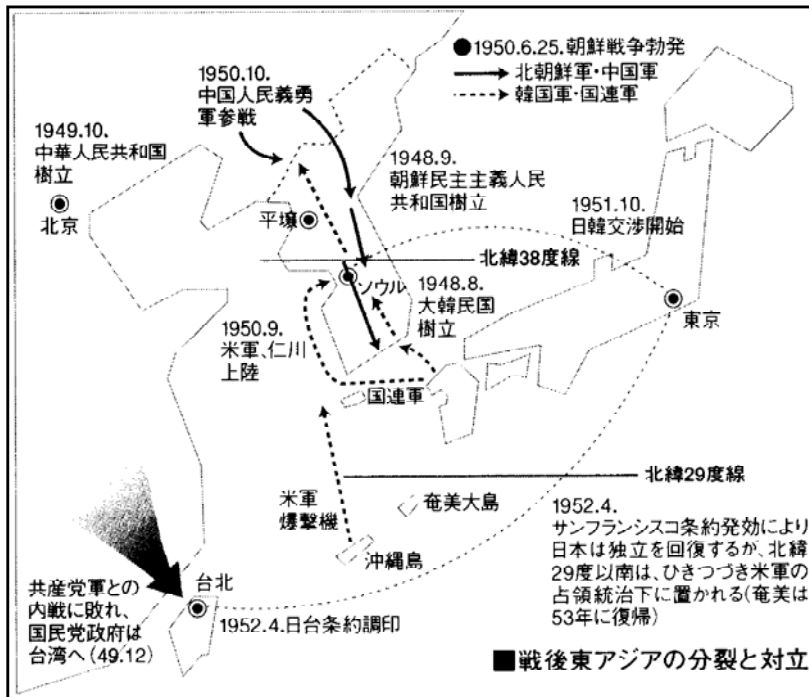
第2条 殺人、放火または運輸、通信機関、建造物、その他重要施設の破壊等の犯罪行為を目的とする結社や集団を組織した者や、その幹部の職にある者は、10年以下の懲役に処し、それに加入した者は3年以下の懲役に処す。

犯罪行為を目的とする結社や集団でなくとも、その幹部の指令または承認下に集団的行動で殺人、放火、破壊等の犯罪行為を敢行した時は、大統領はその結社や集団の解散を命ずる。

第3条 前2条の目的またはその結社、集団の指令として、その目的とする事項の実行を協議、煽動または宣伝をした者は10年以下の懲役に処す。

第4条 本法の罪を犯させたり、その情を知って銃砲、弾薬、刀剣または金品を供給、約束、その他の方法で、自ら進んで幫助した者は7年以下の懲役に処す。〔後略〕

③朝鮮戦争関係図



④日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約（1965年6月22日）

日本国および大韓民国は、両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係および主権の相互尊重の原則に基づく両国間の関係の正常化に対する相互の希望とを考慮し、両国の相互の福祉および共通の利益の増進のためならびに国際の平和および安全の維持のために、両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の関係規定および一九四八年一月二日に国際連合総会で採択された決議第一九五号（Ⅲ）を想起し、この基本関係に関する条約を締結することに決定し、よって、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国	日本国外務大臣	椎名悦三郎
		高杉 晋一
大韓民国	大韓国外務部長官	李 東 元
	大韓民国特命全権大使	金 東 祚

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条 両締約国間に外交および領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第二条 一九一〇年八月二二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約および協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条 大韓民国政府は、国際連合総会決議第一九五号（Ⅲ）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

第四条 (a) 両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。

(b) 両締約国は、その相互の福祉および共通の利益を増進するに当たって、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。

第五条 両締約国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定した、かつ友好的な基礎の上に置くために、条約または協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第六条 両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第七条 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。

一九六五年六月二二日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語および英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために	椎名悦三郎
	高杉 晋一
大韓民国のために	李 東 元
	金 東 祚

①朴正熙政権下の経済変化

	経済成長率	輸出額 (百万ドル)	1人当たりの GNP(ドル)	総人口 (千名)	農業の 比率
1961	5.6%	41	82	25,766	38.7%
1962	年平均 9.3%	55	87	26,513	39.8
1972		1,624	318	33,505	28.7
1979		15,056	1,640	37,534	22.9
1980	-3.7%	17,505	1,592	38,124	17.8

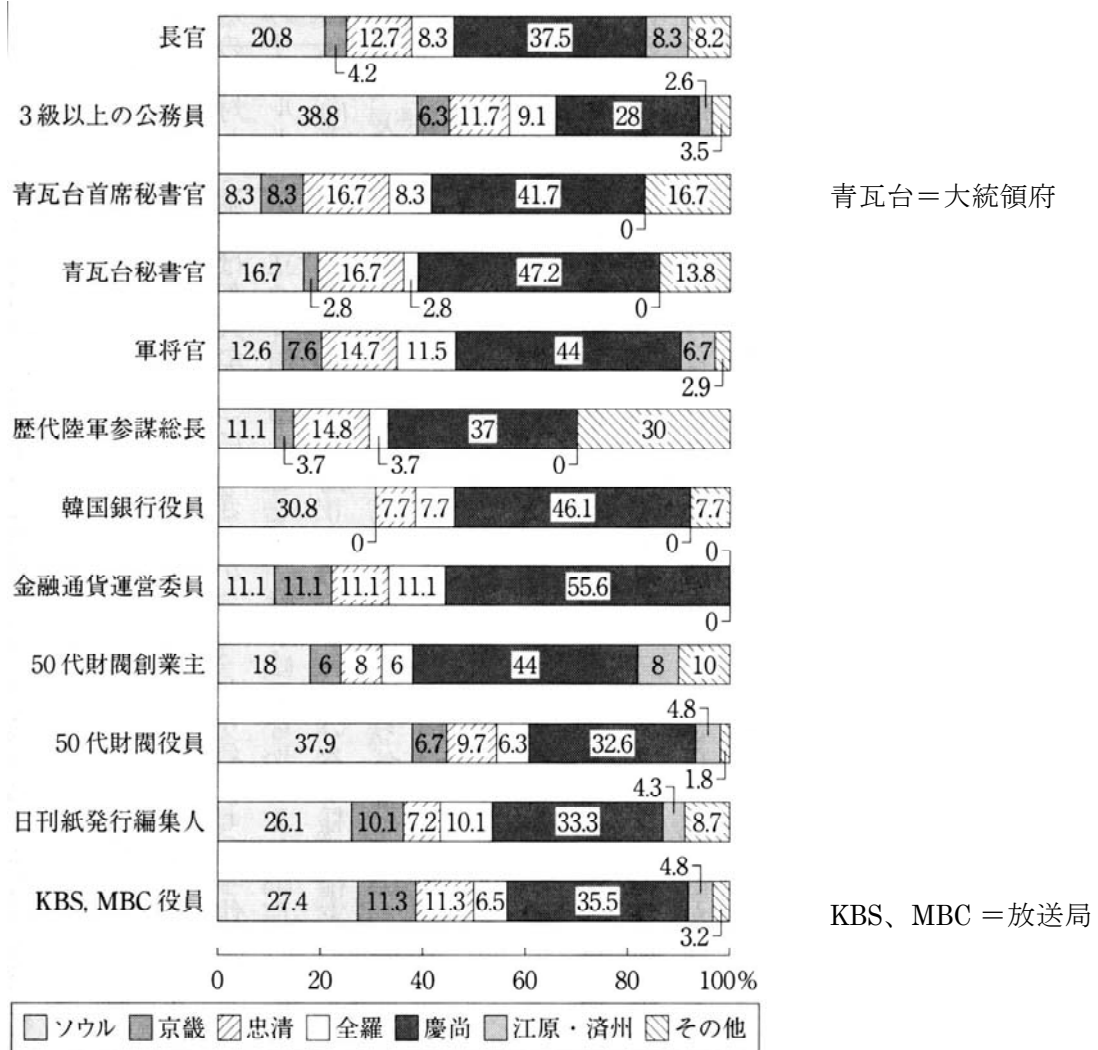
出典：統計庁『韓国統計年鑑』各年版

②行政区域別人口分布

		(千人, %)				
	年度 総人口	1960	1970	1980	1990	1995
市	数	27	32	40	73	73
	人口	6,997 (28.0)	12,929 (41.1)	21,434 (57.3)	32,309 (74.4)	35,036 (78.5)
	平均人口	259	404	536	443	480
郡	数	140	140	141	137	98
	人口	17,992 (72.0)	18,504 (58.9)	16,003 (42.7)	11,102 (25.6)	9,572 (21.5)
	平均人口	129	132	113	81	98
邑	数	85	91	169	180	193
	人口	2,259 (9.0)	2,850 (9.1)	4,540 (12.1)	3,640 (8.3)	3,484 (7.8)
	平均人口	27	31	27	20	18
面	数	1,400	1,375	1,283	1,251	1,245
	人口	15,734 (63.0)	15,654 (49.8)	11,463 (30.6)	7,498 (17.3)	6,088 (13.6)
	平均人口	11	11	9	6	5

出典：経済企画院『人口住宅国勢調査報告書』1960年、『総人口および住宅調査報告書』1970年、『人口住宅総調査報告書』1980年、1990年、1995年。

③ 1980年代エリート層の出身地別分布



④ ソウル市低所得者層の出身地域別分布 (1979年)

ソウル	14.2	
京 畿	0.9	
江 原	4.7	忠北 = 忠清北道
忠 北	7.0	忠南 = 忠清南道
忠 南	10.3	全北 = 全羅北道
全 北	10.3	全南 = 全羅南道
全 南	18.0	慶北 = 慶尚北道
慶 北	7.6	慶南 = 慶尚南道
慶 南	4.0	
済 州	0.3	
以 北	10.6	以北 = 北朝鮮出身者
外 国	0.3	
未 詳	0.7	

出典：ソウル特別市「低所得民の生活対策に関する基礎調査」

附 録

2009 年度 試験問題

次の 2 つのテーマの中から、1 つを選んで論述しなさい。

1. 朝鮮における信託統治問題とは何か、朝鮮内の政治動向と関連づけながら述べなさい。
2. 「第 3 共和国」について、成立過程、その期間の政治・経済・社会の動き、および崩壊過程について説明しなさい。

2008 年度 試験問題

次の 2 つのテーマの中から、1 つを選んで論述しなさい。

1. 朝鮮における南北分断国家の成立、および朝鮮戦争において、国連がどのようなことを行ったか、説明しなさい。
2. 朴正熙大統領殺害から 6 月民主抗争までの、韓国民主化運動の流れについて説明しなさい。

2007 年度 試験問題

次の 3 つのテーマの中から、1 つを選んで論述しなさい。

1. 朝鮮戦争の展開過程とその結果について説明しなさい。
2. 4・19 革命から 5・16 クーデターに至る政治的な過程を説明しなさい。
3. 光州民主化運動の背景とその展開過程について説明しなさい。

2006 年度 試験問題

次の 3 つのテーマの中から、1 つを選んで論述しなさい。

1. カイロ宣言から米ソ共同委員会決裂に至る過程での、朝鮮信託統治問題をめぐる動きについて説明しなさい。
2. 朴正熙政権時代に起こった韓国社会の変化と、その変化の理由について説明しなさい。
3. 光州民主化運動とその清算の過程について説明しなさい。

2005 年度 試験問題

次のテーマの中から 2 つを選び、論述しなさい。

1. 建国準備委員会について
2. モスクワ 3 国外相会議について
3. 南朝鮮単独選挙（1948 年）について
4. 朝鮮戦争が日本に及ぼした影響について
5. 4・19 革命について

参考ビデオ「韓流シネマ 抵抗の軌跡」(NHK 知る楽「歴史は眠らない」)

第1回 それはアリランから始まった (2009年4月28日)

- ① 「アリラン」(羅雲奎^{ナウンギョ}監督・主演)、「志願兵」(安夕影^{アンソギョン}監督)
- ② 「君と僕」(日夏英太郎=許泳^{ホヨン}監督)

第2回 朝鮮戦争 巨匠たちの苦悩 (2009年5月5日)

- ① 「誤発弾」(兪賢穆^{ユヒョンモク}監督)、「チャッコ」(林權澤^{イムグオンテク}監督)
- ② 「太白山脈」(林權澤監督)

第3回 風吹く良き日を求めて (2009年5月12日)

- ① 「風吹く良き日」(李長鎬^{イチャンホ}監督)、「曼陀羅」(林權澤監督)
- ② 「馬鹿宣言」(李長鎬監督)、「チルスとマンス」(朴光洙^{パククァンス}監督)

第4回 映画は国境を越える (2009年5月19日)

- ① 「JSA」(朴贊郁^{パクチャヌク}監督)、「ペパーミント・キャンディー」(李滄東^{イチャンドン}監督)
- ② 「殺人の追憶」「ゲエムル 漢江の怪物」(奉俊昊^{ボンジュノ}監督)、「オアシス」(李滄東監督)

日韓の未来に向き合うために



李鳳宇

リ・ボンウ
(映画プロデューサー)

映画製作・配給会社シネカノン代表。
1960年京都府生まれ。朝鮮大学校外国語学部卒業後、パリに留学。
89年配給会社シネカノン設立。アジア・ヨーロッパの作品を配給する。93年「月はどっちに出ている」を初プロデュース。
94年より劇場経営を手掛ける。
韓国映画「風の丘を越えて—西便制—」の初配給を経て、『シュリ』『JSA—共同警備区域—』を大ヒットさせ、韓流ブームの火付け役と呼ばれる。邦画でも「パッチギ!」「フラガール」を製作・配給し、数々の賞を受賞。2007年映画文化への貢献を評価され第16回淀川長治賞を受賞。
著書に「パッチギ的——世界は映画で変えられる」(岩波書店)他がある。

私が日本に初めて韓国映画を紹介したのは一九九四年のこと。イム・グオンテク監督の「風の丘を越えて—西便制—」という作品でした。その後、『シュリ』『太白山脈』『JSA』『友へ〜チング』『オアシス』『殺人の追憶』『スキヤンダル』『マラソン』など、これまでに二十二本の韓国映画を配給してきました。
「風の丘を越えて」のころには「韓流シネマ」などという言葉はまだなく、韓国映画を見るような方はマニアか研究者かよほどの通かという状況でした。ところが、その後まもなく予想外のブームが到来。そのブレイクぶりは、紹介した私自身が驚くほどでした。
そんな韓流シネマもいまでは特別なものではなく、「定番」として、日本の映画ファンの

間にすっかり定着した感があります。

映画とは、人間の歴史を考えるうえでの生きた資料である——と、私はいつも思います。たとえば文学、音楽、演劇、絵画、彫刻、写真など、人が創造する表現にはさまざまなものがありますが、その中でも、映画は一般性から遊離した芸術としては成り立ちにくい性質を持っています。もともと商業的な芸術ですから、いきおい社会のありようや人びとのいとなみが反映されます。映画が時代を映す鏡であるといわれる所以です。

韓国映画の配給に携わり、また、在日コリアンをテーマとした映画の製作も行ってきた私にとって、韓国映画の歴史を系統立って概観することは、かねてからの念願でした。今回、わずかながらでも、その機会を得たことを大変うれしく思います。

映画監督や俳優たちへの取材を通じて、韓国映画がこれからどこへ向かうのかという展望も、臆気ながら見えてきました。いま、韓国映画人の間では「日韓合作」という言葉がちよっとしたキーワードになっているのですが、これが加速すれば、日韓の文化交流も一段と活性化するでしょうし、日韓の歴史問題にも新たな糸口が見えてくるかもしれません。

数年前に大きな話題となった『ペーパーミント・キャンデー』のイ・チャンドン監督は、映画で使った「時間を逆回しする」手法について、「未来を語るためには、過去にさかのぼらなければならぬ」と述べています。韓国映画の未来だけでなく、日本映画の未来、ひいては日韓関係の未来をも探るために、韓国映画の歴史に向き合ってみたいと思います。

映画 — 時代を映す鏡

植民地時代

抵抗精神と映画への情熱



無声映画時代の天才、ナ・ウンギョ。彼の名は現在も韓国映画史の中で輝いている（韓国映像資料院にて）



観客の紅涙をしばり、ラストは必ず大合唱になった『アリラン』
ナ・ウンギョ監督・主演 1926



初監督作品『君と僕』（1941）で演技指導をする日夏



映画への情熱から国策映画を製作し、朝鮮から日本、インドネシアへと渡った日夏英太郎。その名を知る人は少ない

1910~

韓国の社会と映画の動き

44	42	40	26	19	10
朝鮮人に対する徴兵制施行	映画配給と製作を朝鮮総督府管理下の会社に強制統合	創氏改名実施 「朝鮮映画令」制定。文化統制強まる	朝鮮総督府による「活動写真フィルム検閲規則」制定。事前検閲制度が始まる	三一独立運動	韓国併合

朝鮮戦争

検閲という厳しい試練



『七人の女捕虜』イ・マニ監督 1965
反共法にふれるとして監督が逮捕される

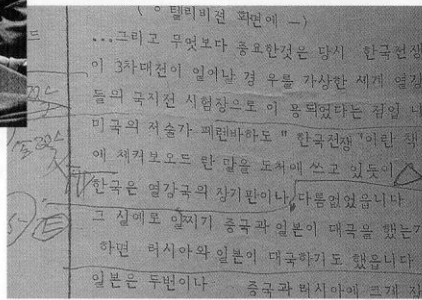


『誤発弾』ユ・ヒョンモク監督 1961
言葉狩りにあい上映禁止に追い込まれた



『チャッコ』イム・グオンテク監督 1980
争いの無意味さを表す重要な場面がカットされ、なぜか反共映画賞を受賞してしまった

『チャッコ』台本。完成後
に検閲でカットされた部分

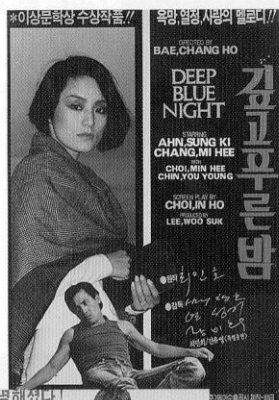


1945~

66	63	62	61	60	53	50	48	46	45
シナリオの事前検閲制度始まる	バクチョンヒ 朴正熙政権成立。「漢江の奇跡」と呼ばれる経済成長始まる	「映画法」制定。事前申告・上映許可制度など反共イデオロギーによる検閲が強化される	軍事クーデター 映画製作会社72社を16社に統合し登録制に。軍事政権による統制強化	四・一九革命。民主化運動高まる	バンムンジョム 板門店で休戦協定調印	朝鮮戦争おこる	イグマン 大韓民国樹立。李承晩政権発足	光復映画の製作始まる	解放。38度線ひかれる

民主化への道

“韓流”爆発前夜の気運



『ディープ・ブルー・ナイト』ペ・チャンホ監督 1984
現代人の歪んだ一面を描いた



『風吹く良き日』イ・チャンホ監督 1980
韓国映画ニューウェーブの記念碑的作品



『チルスとマンズ』パク・ chans 監督 1988
民主化解放時代の若者をいさぎと描いた



『曼陀羅』イム・グオンテック監督 1981
韓国人のアイデンティティを問う作品

1979~

93

金泳三政権発足
Kim Yongsam

88

盧泰愚政権発足。ソウルオリンピック
Noh Tae-woo

87

民主化宣言
シナリオの事前検閲制度廃止

85

改正要求運動の高まりにより映画法改定される。製作の自由化、検閲緩和、外国映画輸入の開放への第一歩となる

84

教育機関「韓国映像アカデミー」設立

80

光州事件。全斗煥政権発足
Chun Doo-hwan

79

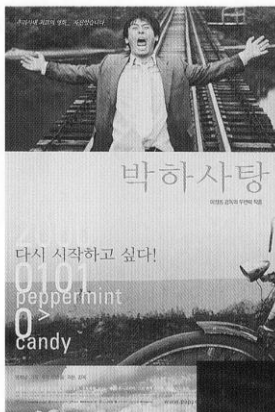
朴正熙暗殺事件

日韓新時代へ

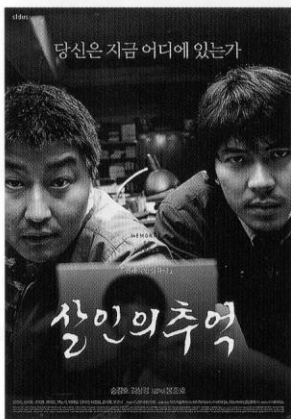
タブーへの挑戦



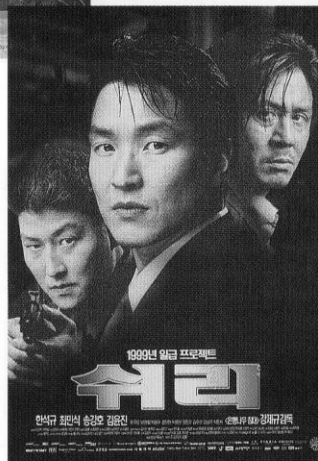
『JSA—共同警備区域—』パク・チャヌク
監督 2000
南北兵士の国境を越えた友情を描いた



『ペパーミント・キャンディー』イ・チャンドン
監督 1999
光州事件によって間違った選択を重ねた男の人生をさかのぼる



『殺人の追憶』ボン・ジュノ監督 2003
実話に基づく未解決連続殺人事件から光州事件後の社会を描いた



『シュリ』カン・ジェギョ
監督 1999
南北分断の悲劇に映画の娯楽性を加えて表現

1994~

08	03	02	2000	98	97	96	95	94
李明博政権発足 イ・ミョンバク	盧武鉉政権発足 ノムヒョン	サッカーワールドカップ日韓共催	初の南北首脳会談	金大中政権発足 キムデジョン	アジア通貨危機	事前検閲に対し違憲判決が下り、70年にわたった検閲制度が廃止される。「釜山国際映画祭」始まる	「映画振興法」制定	映画産業への大企業の参入が始まる

「韓国・朝鮮文化論」「文化環境論（アジア）」講義資料
2010年度版

2010年4月1日発行

発行者 藤永 壯

574-8530 大阪府大東市中垣内 3-1-1 大阪産業大学人間環境学部

TEL : 072-875-3001 (代) FAX : 072-871-1259

<http://www.dce.osaka-sandai.ac.jp/dce/>
